

香川高等専門学校詫間キャンパス職業紹介業務運営規程

平成21年10月1日制定

平成28年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づく、香川高等専門学校詫間キャンパス（以下「本校」という。）に在学する学生、本校を卒業し、又は退学した者（以下「学生等」という。）に対する無料職業紹介業務については、この規程の定めるところによる。

(無料の職業紹介)

第2条 本校が行う職業紹介は、すべて無料とし、いかなる事由又は名目においても費用の徴収は行わない。

(求人者の申込み)

第3条 学生等に対する求人者の申込みは、原則として求人者が求人票に所要事項を記載の上、校長に提出するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、文書又は電話等で申込みを行うことができる。

2 求人者は、前項の申込みを行うに当たっては、求人条件及び労働条件を明示しなければならない。

第4条 前条の規定による求人者の申込みは、すべて受理しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、受理しないことができる。

一 申込みの内容が、法令等に違反しているとき。

二 労働条件が、著しく不相当であると認められるとき。

(求職者の申込み)

第5条 学生等は、職業紹介を希望するときは、求職票に所要事項を記入の上、校長に提出するものとする。

(求職者の受理)

第6条 前条の規定による求職者の申込みは、すべて受理しなければならない。ただし、申込みの内容が、法令等に違反しているときは、これを受理しないことができる。

(紹介の原則)

第7条 求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

2 労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟ひ業又は作業所が閉鎖にいたる恐れのある争議の発生している事業所には、紹介を一時中止する。

(秘密の厳守)

第8条 本校の職業紹介業務を行う者は、求人者及び求職者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(差別取扱いの禁止)

第9条 求職者又は求人者に対しては、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、組合団体の構成員であること等を理由に、職業紹介及び職業指導について、差別的取り扱いをしてはならない。

(採否の報告)

第10条 求入者は、求職者の採否を決定したときは、速やかに本校に通知しなければならない。

(求人票等の保存)

第11条 この規程により使用した求人票、求職票及び紹介状は、各1年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。